第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々がいます。

また、親自身は、周囲のさまざまな影響を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、「親育ち」の家庭を支援していくことも必要とされています。

こうした状況を踏まえながら、行政にいま求められているのは、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域などが一体になりながら、子ども・子育て支援の重要性に関心や理解をさらに深め、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことです。

そのためにも、それぞれが協働し、それぞれの役割を果たすとともに、さまざまな取り組みを通じて、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が望まれます。

本町においても少子化問題は重要な課題であり、家庭における子育てを基本として河北町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりが期待されます。

以上の趣旨の基に、「次世代育成支援行動計画（母子保健計画を含む）」を盛り込んだ「河北町子ども･子育支援事業計画」を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条第１項及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づき、本町の子どもと子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めるものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、「河北町子育て基本条例」にのっとり、さまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	０歳	1歳	１～５歳	6歳	６～１１歳	12歳	１２～１７歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※放課後等学校管理下外		一部対象 （養育支援）	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

■上位計画

第７次河北町総合計画

整合

河北町
子ども・子育て支援事業計画

整合

■根拠法令

子ども･子育て関連３法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

■関連計画

河北町次世代育成支援対策行動計画　後期計画（Ｈ２２～Ｈ２６）
第２期河北町地域福祉計画（Ｈ２４～Ｈ２８）
河北町障がい者計画（Ｈ２３～Ｈ２７）
第２次健康かほく２１行動計画（Ｈ２５～Ｈ３４）

３　計画の期間

法の施行の日から５年を１期として作成します。

本計画は、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間とします。

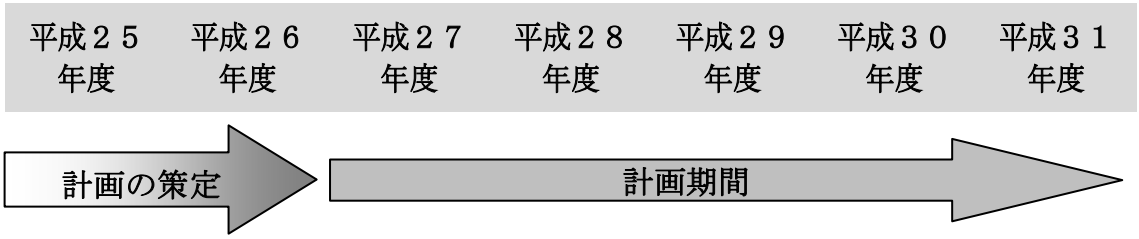

４　計画の策定体制

⑴　子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第７７条に定められている「河北町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

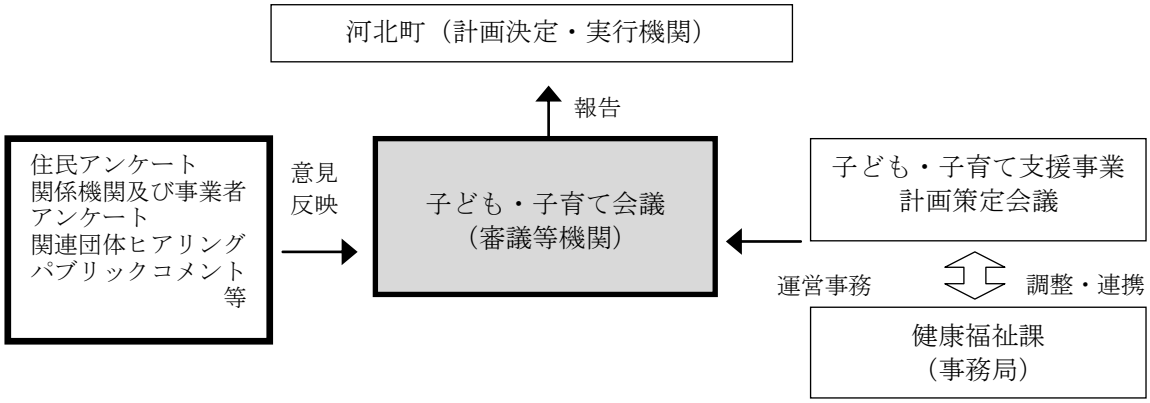

⑵　就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の２点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

ア　就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見の把握

イ　子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データの取得